

都へ告ゆゝ死といふた死とて一に
疾くとして弱の手能を追手の門へ押向
りては日と從十騎斗を付敵を切折て山
取の言へ落れりといふ

又曰是日ハ後頁を染をんとておて能くを
能丸ち力を飛退横合よ舎人を抱るおゆふ
子細の何の言付又を持坂田庄司の許へ
召えよと角もい付言を召れりといふ難
十人足添て安堵よ衆せつて送りたり
夷賊降参の時を説人として太平を唱ふ

天晴夷狄よとて智又仁ありとてさる
と云ふ

四月四日己巳出羽国守

国の字
衍文

正五位下藤

原朝臣興世飛驒奏言秋田郡城邑官舎民

家爲凶賊所焼亡之狀去月十七日上奏願

後差權掾正六位上小野朝臣春泉文屋真

人有房等授以精兵入城合戦夷黨日加彼

衆我寡城北郡南公私舎宅皆悉焼殘殺虜

人物不可勝計此国器仗多在彼城舉城焼

尽一無所取加之去歲不登百姓飢弊差發

サトハ